

入院時食事療養費について

当病院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

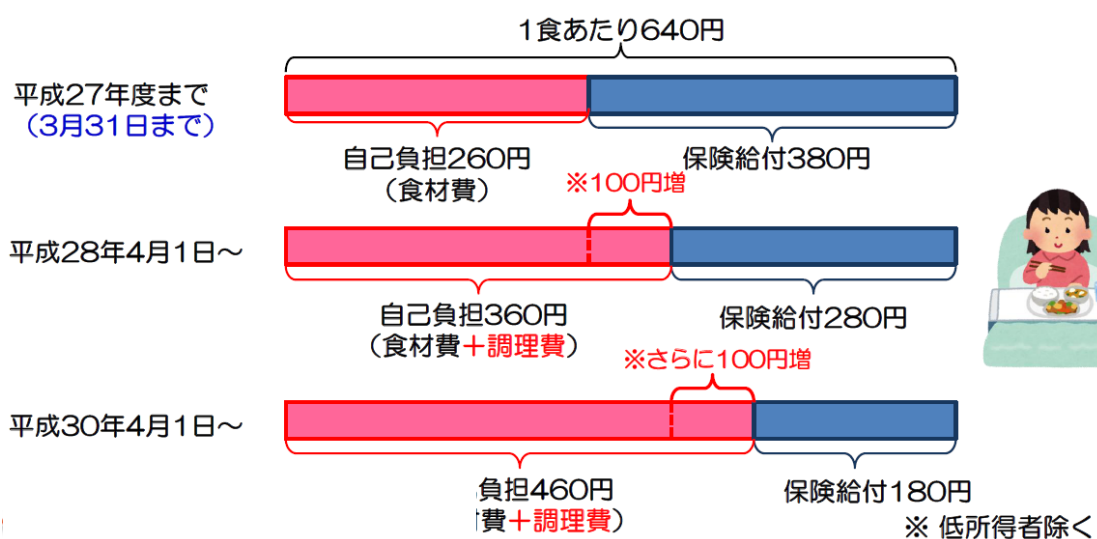
改正の内容

平成28年4月1日より、国の施策として入院時食事療養費の負担額が変わります。

入院と在宅医療の負担の公平を図る観点から、平成28年度からは一般所得の方は1食360円、平成30年度からは1食460円となります。

増額分が病院の材料費に上乗せされるわけではなく、あくまで調理費（光熱水費）となるため、食事内容は今まで通りとなります。

ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。



平成28年4月1日改訂

本荘第一病院 院長